人事闘争速報

大阪市教
2023 年 11 月 28 日

欠員直ちに解消を　予算増で教職員増を

「2023 年度末人事・定員に関する要求書」に対する回答交渉を 11 月 24 日行いました。「教職員人異動方針」に変更はなく、「人事異動の考え方、取り扱い」（裏面）についても、「昨年度と変更はない」ことを確認しました（異動候補者の決定、残留の特別事情、保育事情等についての重要な確認を参照ください)。市教委は人事異動説明会を行なわず 11 月 29 日資料配信し、市教委への調書提出期限は 1 月 5 日頃予定としました。

保育事情等　希望尊重

「保育所に入所できない例も出ているが管理職が事情を聴かない」「幼稚園、学童などの事情、希望尊重を」」との追及に対して、「保育事情は、これまでも出来る限り配慮してきた、今後とも努力。個別の事情は校園長より十分話を聞く」と回答しました。

事務主任・主幹が二次内示で引継ぎに困難、「学校事務職員の内示は一次内示で行うこと」を要求しました。「保留を少なくするために令和 2 年度から昇任しない者は一次内示」係長級は二次内示としました。病気休暇・病気休職が増えており、「共同学校事務室」全員の兼務発令を止めることを求めました。

支援学級児童生徒が 305 人増なのに 85 学級減となった。障がい種別による設置(1 人でも)定数 8 人の遵守の要求に、定数改善を国に要望、実情・実態を精緻に把握し、教職員の適切な配置に努める、サポーター等の配置は指導部所管、連携すると回答しました。

アレルギー対応が代わりシステム変更で栄養教諭の未配置校がいっそう負担増となることを指摘しましたが、従前の回答に終始しました。

不登校急増（30 万人弱）や保健室対応の子どもが増えており養護教諭の全校複数配置、「預け加配」の拡充をを求めました。国の「対応加配」の確保に努力すると回答。

「国の人件費削減政策のもとで長年続けられている『定数内講師』の大量配置により、そして、長時間過密労働の改善が行われないもとで『教員不足』が社会問題となっている。教育予算を増額し正規教職員を増やすこと。配置の遅れが常態化し『異常事態』が続いている。年度途中に生じた欠員の補充はすみやかに行うこと。産休・育休の代替は事前に、病気休暇・休職、介護休暇等の代替はすみやかに完全に配置すること」が要求書第 2 項ですが、欠員が小学校 53、中学校 11 となっています（11 月 1 日)。

市教委は、講師配置は重要な責務であり、特に小学校現場で遅れが生じ、産育休欠員は由々しき事態、大変申し訳なく様々な方法を駆使し遅れを解消できるよう講師の確保に努力と回答しました。

人事異動の考え方、取り扱い

１．自己申告書の入力すべき事項

○人事異動対象者…すべての項目。（1 項、2 項、3 項の特別な事情、校園長が特に必要と認める場合）

○異動対象者でない者…「①区分」欄と「②異動に関する意向…」の欄、名前等基本的事項

２．「自己申告書」入力要領「②異動に関する意向及び異動に関して配慮が必要な事項」

「本人の健康状態（既往症や通院の有無）、就学前の子の保育や出産予定、介護の有無など、人事異動時に配慮を要する事項がある場合は、その内容を欄内に収まるよう具体的に記入する。」

３．異動候補者の決定

○「本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話頂きたい。」

○「資質の向上がはかられるという大前提があり、そういう意図もなしに、原則にもとづかない異動を校園長が異動対象者としてきた場合、丁寧に話を聞いてまいりたい。」（異動候補者を校園長が決定する人事異動方針提案時の回答）

４．異動候補者の決定後の手続きについて

異動候補者の決定にあたっては、校園長が異動に関する調書等を教育委員会に提出後概ね１週間以内を目途に本人に伝える。その後の学級数の増減に伴う定数変動や家庭事情などで、異動の追加や取り下げということはこれまでもあった。

５．残留の特別事情

○近く定年・特別退職を予定している者、近く産休を予定している者、出産した者、病気休暇・休職を１カ月以上とったもの（休職中は人事異動の対象外。介護休暇は対象内）。

○育児休業中の者については、残留も転任も可。

○個別の事情につきましては、校園長より十分お話をお聞きしてまいりたい。

６．保育事情

○保育所経由のため通勤困難となった場合、3 項（6 年以下）であっても通勤事情等ケースバイケースで転任を認めたい。

○保育所開所時刻との関連で生じる二重保育を避けるように配慮する。

○育児時間の残っている教職員について、現任校でとりたいとの希望があれば配慮する。

○幼稚園経由を含め、保育事情等についてはこれまでも調書に書いていただければ、できる限りの配慮をしているところですが、今後も努力してまいりたい。（「育児短時間勤務者の転任等について希望を尊重すること。幼稚園通園、学童保育、小学校低学年等子育て事情を配慮すること」との要求に対する回答）

７．健康上配慮を要する教職員

○個別の事情では一般化して対処するのは困難。各校園長より必要に応じてお話しをお聞きしてまいりたい。

８．「過員」解消

○過員の解消については学校や該当の教科内で話し合いをいただき、協力をお願いしたい。早期に解消を図り、転任希望を出していただくことが、本人の希望を尊重する上でも必要である。なお、過員解消校の残留希望については、時期等にもよるが「3 項」について、解消した場合は希望を尊重したい。